

# 川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金交付要綱

令和2年2月13日 市長決裁

## (通則)

第1条 「令和元年台風第19号」(以下、「台風第19号」という。)により直接的な被害を受け、事業再開又は事業継続のため、川崎市中小企業融資制度要綱(以下、「融資制度要綱」という。)第27条に定める「災害対策資金」の融資を受けた川崎市内の中小企業者に対して交付する利子補給補助金(以下、「利子補給金」という。)については、「川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)」(以下、「規則」という。)によるほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定するものとする。ただし、指定業種以外を兼業する者は除く。

2 この要綱において「取扱金融機関」とは、融資制度要綱別表第1の本市の制度融資を取り扱う金融機関とする。

3 この要綱において「災害対策資金」とは、融資制度要綱第27条に定める災害対策資金のうち、台風第19号による直接的な被害に対し融資が実行されたものとする。

4 この要綱において「基準日」とは、毎年4月1日から翌年の3月31日(以下、「各会計年度」という。)の末日(末日が閉庁日の場合、直前の開庁日とする。)とする。

## (利子補給金の対象資金)

第3条 利子補給金の対象となる資金は、令和元年10月15日から令和2年3月31日までの間に、台風第19号による直接的な被害に対し、川崎市信用保証協会が保証申込みを受付けた災害対策資金とする。

## (利子補給金の対象者)

第4条 この要綱による利子補給金の対象者は、次の各号のすべてに該当する中小企業者とする。

(1) 市内に所在する事業所等が直接被害を受けた中小企業者で、川崎市が発行した「り災証明書」を有するもの

(2) 川崎市民税を滞納していないもの

(3) 川崎市内に事業所又は事務所があるもの

2 前項の規定にかかわらず、廃業するもの及び次の各号に該当するものは、利子補給金の対象としない。

(1) 破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされているもの

- (2) 金融機関の取引停止処分（第1回不渡りを含む）を受けているもの
- (3) 債権者集会により私的整理が開始されているもの
- (4) 取扱金融機関が川崎市信用保証協会に対して代位弁済の請求をしている者又は代位弁済が行われたもの
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (6) その他市長が適当ではないと認めるもの

#### （利子補給金の額及び期間）

第5条 災害対策資金に対する利子補給金の額は、令和2年3月31日時点で有効な取扱金融機関との金銭消費貸借契約等（以下、「当初契約等」という。）の約定により、各会計年度において適正に取扱金融機関へ支払われた利子の額とする。ただし、当初契約等締結後に条件変更をした場合は、取扱金融機関との当初契約等による償還予定表の利子の額か、条件変更後に支払われた利子の額のうち、いずれか低い方の額とする。また、延滞金又は損害金は対象としない。なお、令和元年度にあたっては、令和元年10月15日から令和2年3月31日までにおいて、適正に支払われた利子の額とする。

- 2 利子補給の期間は、取扱金融機関との当初契約等による約定期間とする。ただし、運転資金は10年以内、設備資金は15年以内とする。

#### （取扱金融機関への委任）

- 第6条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下、「申出者」という。）は、災害対策資金の融資を受けた取扱金融機関に、交付の申請、実績報告及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。
- 2 委任を受けた取扱金融機関（以下、「受任者」という。）は、申出者に利子補給金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

#### （利子補給金の交付金申請及び実績報告）

第7条 規則第3条の規定による利子補給金の申請書及び第11条の規定による利子補給金の実績報告書の様式は、「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）」によるものとする。

- 2 受任者は、利子補給金の額と申出書等の内容を確認し、第5条第1項による利子補給金の額を取りまとめて、「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）」に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市利子補給補助金計算書兼実績確認一覧表（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）

- (3) 川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金申出書（様式第4号）
  - (4) 罹災証明書の写し
  - (5) 償還予定表の写し又はこれに代わるもの
  - (6) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号）
  - (7) 市民税納税証明書
- 3 2回目以降の交付申請には、前項の第2号から第6号は省略することができる。ただし、条件変更等により、当初の償還予定に変更があった場合には、変更後の償還予定表の写しを提出するものとする。
- 4 償還予定表の写しが提出できない場合は、償還予定表代替申告書（様式第9号）をもって代替するものとする。
- 5 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

（利子補給金の交付決定等）

- 第8条 規則第6条及び第12条の規定による通知は、「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第6号）」により受任者に対して行うものとする。
- 2 市長は、前条による申請に対する審査の結果、全部又は一部を交付しないことを決定した場合は、「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金不交付決定通知書（様式第7号）」により、受任者に対して通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第9条 市長は、前条の規定にかかわらず、利子補給金の対象年度の基準日以前において、申出者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、交付決定を取り消し、当該年度以降の利子補給金は交付しない。
- (1) 第4条第2項に該当したとき。
  - (2) 「期限の利益」を喪失したとき。
  - (3) 買収や合併等により消滅会社となったとき。
  - (4) 廃業又は移転等により、川崎市内に事業所又は事務所がなくなったとき。
  - (5) 第4条第2項第5号に該当する者が、代表者及び役員に就任したとき。
  - (6) 資金を貸し付けの目的以外の目的に使用したとき。
  - (7) 交付決定時以降に、第4条第1項に規定する対象者の要件を満たさなかったことが判明したとき。
  - (8) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
  - (9) 川崎市民税を滞納したとき。
  - (10) その他市長が適当でないと判断したとき。

（利子補給金の支払い）

- 第10条 利子補給金は、受任者が提出した申出者の指定口座に交付するものとする。

(申出事項等の変更の届出)

第11条 申出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、「川崎市中企業災害対策特別資金利子補給補助金変更届出書(様式第8号)」により、必要な書類を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 当初契約等の条件変更を行ったとき。
- (2) 住所・氏名及び印鑑(会社及び協同組合にあつては、所在地・名称及び代表者の氏名)等の変更
- (3) 役員の変更があつたとき。
- (4) 買収及び合併により存続会社になつたとき。
- (5) 主たる事業の変更等があつたとき。
- (6) 委任状(様式第3号)に記載した取引銀行及び振込口座の変更があつたとき。
- (7) その他市長が届出を必要と認めたとき。

2 申出者等が前項の届出を基準日までに怠り、利子補給金が交付できなかった場合は、当該年度の利子補給金は交付しない。

(利子補給金の返還等)

第12条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が、次の各号いずれかに該当したときは、規則に基づき、既に交付した利子補給金の一部又は全部を命ずるものとする。

- (1) 資金を貸し付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 交付決定時以降に、第4条第1項に規定する対象者の要件を満たさなかつたことが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (4) 前条の届出を故意に怠つたとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和2年2月13日から施行し、令和元年10月15日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。